

税務Q&A



何で私が税金を？

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 金谷 比呂史
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp>)



当社は、事務所として、あるビルの1室を月33万円で賃借していました。

数年前、ビルのオーナーが上海に住んでいる中国人になったという話は聞きましたが、賃料を上げるといった話もなかったため、何も考えることなく、この数年間、同額の賃料を払い続けていました。

そうしたところ、数日前、税務署から、この賃料支払いについて、200万円超の税金が源泉漏れになっていたので納めてくださいと言われ、ビックリしています。

儲けているのはオーナーなのに、当社が税金を納めなければいけないものなのでしょうか？



貴社が納めないといけません。

1 何で自分が税金を納めさせられるのか、と言いたくなる気持ち、よく解ります。

しかし、源泉税は、給与等源泉同様、お金を受け取る側ではなく、お金を支払う側が、納める税金なのです。

国からすると、お金を受け取る従業員に、個別に税金を申告、納税させるのも面倒だし、また、徴税の実効性も怪しいものです。

そこで、国の徴税の便宜のため、会社等がお金を支払う際に、その会社等をして、従業員に対して支払う税金の分を控除して納めさせる。それが源泉徴収納付制度です。

2 もっとも、我が国は、あくまでも申告納税制度が基本です。

我が国では給与源泉が幅広く普及しているため勘違いしがちなだけで、源泉徴収納付制度は、国が税金を取りっぱぐれる可能性のある一定の場合にのみ認め

られる例外的な制度です。

外国に住む非居住者について考えてみると、非居住者に対して、税金を申告して納めさせるのは、日本人の従業員以上に大変です。そうすると、国内にある会社等が、非居住者に対して、不動産賃借料を支払う際に、会社等に源泉所得税を納めさせる仕組みは、国にとって好都合、ということになります(所得税法161条1項7号。なお、日中租税条約6条1項。)

3 このように、非居住者に対して、給与や賃料等の金員を支払う際は、源泉を納めないといけない場合に当たるかどうか、常に気を配っておく必要があります。

源泉徴収納付制度は、徴税の便宜のため、という国の都合によるものであって、民間人の都合などお構いなしです。自分が儲かっているわけではないのに税金を納めさせられるワケがない、と素朴に考えると、落とし穴に嵌ってしまいます。

ちなみに、源泉税については、法的には複雑な問題があるものの、本来的には、金員を受け取る側が支払うべきものです。本件に戻ると、貴社は、中国人オーナーが支払うべき税金を立替払いしてあげたようなものですから、その後の賃料との相殺等によって、立替払い分の回収を図るべきでしょう。

4 事後的な調整が可能とは言っても、想定外の税金を一度に納めさせられるのでは、会社の資金繰りに影響を与えかねません。このような事態を招かないため、早めに、できれば日常的に、税理士等の専門家にご相談ください。